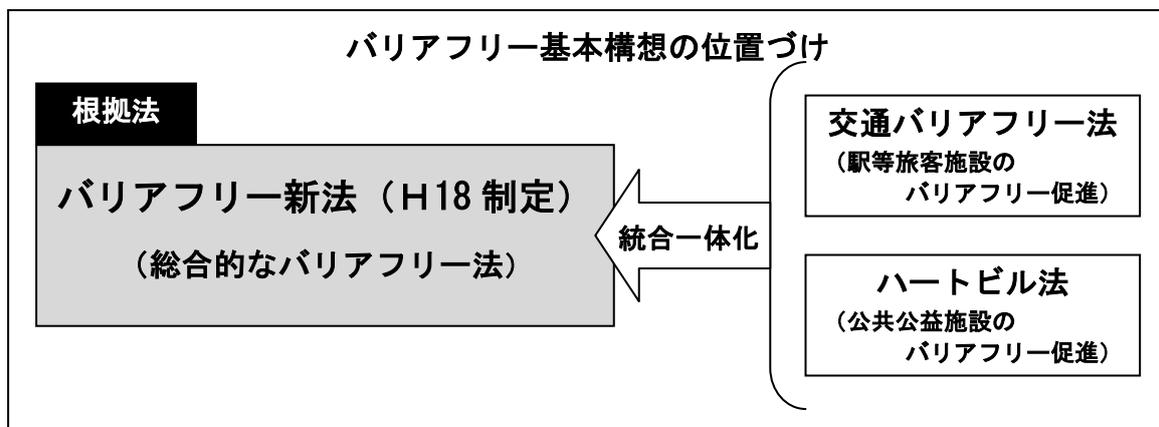


バリアフリー基本構想について

- 栗東市では、平成 26 年度より「栗東市バリアフリー基本構想（仮称）」の策定を予定しています。
- バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法（H18 年制定）を根拠法令としており、市町村が駅等の旅客施設を中心とする地区や高齢者や障がい者等が利用する施設が集積する地区を重点整備地区として位置づけ、バリアフリーに関する基本的な方針、重点整備地区において進めるバリアフリー化事業を明らかにするものです。



- バリアフリー基本構想は、その策定プロセスにおいて、当事者（住民、交通事業者、高齢者、障がい者等）の参画を得て、バリアフリー基本構想に意見を反映させることが法律で定められています。
- 「栗東市バリアフリー基本構想（仮称）」では、栗東駅周辺を重点整備地区に位置付け、関係者による協議会を設置し、誰もが利用しやすい栗東駅、出歩きやすいまちの実現に向け、バリアフリーに関する基本的な方針や、栗東駅構内及び西口へのエレベーターの設置など実施すべき事業を位置づけます。

